

第24回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成24年3月23日（金） 13：00－14：30

場 所：経済産業省別館9階 944号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、宮城委員、棕田委員

1. 国内クレジット制度における申請手続の早期化

- ・ 資料1に基づき、国内クレジット制度における申請手続の早期化を行うことについて、審議の結果、承認された。また、国内クレジット認証委員会規程の改定については、後日事務局より改定案を提示した上で各委員より承認を受けることとなった。

2. 排出削減方法論の承認

- ・ 資料2に基づき、第20回の委員会（平成23年7月27日）及び第23回の委員会（平成24年2月20日）において申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（方法論040については平成23年7月28日～8月10日、方法論018-A（修正）及び047については平成24年2月22日～3月6日に募集）の結果と、各種承認要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、3件の排出削減方法論について承認された。

3. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに提出のあった70件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は5件）について事務局より報告が行われた。
- ・ 資料4に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、各種承認要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、79件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業5件）について承認された。

4. 国内クレジットの認証

- ・ 資料5に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、各種認証要件に係る適合状況について事務局より説明。審議の結果、155件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業11件）について、認証され、過去最大の計104,392 t-CO₂の国内クレジットが発行された。

5. 委員の発言及び質疑

<国内クレジット制度における申請手続きの早期化について>

(大塚委員)

- ・ 基本的に問題はないと考える。一方、事業の承認が控えているからといって甘めの方法論の承認審議とならないようにすることは非常に重要であると考えており、方法論の承認と、事業の承認は別の議題として個別に議論する必要があると考えるが、この点はどのような運用となるのか。
- ・ 環境省が実施している J-VER 制度では、どのような運用になっているのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 本提案には、方法論や事業承認の審査要件を甘くしようとする意図はなく、あくまで事業者が事業の承認手続きの早期化を望む場合に、方法論の承認を停止条件とした事業承認の手続きを認めるものであり、方法論が承認されなければ、事業も承認されないこととなる。このため、認証委員会における審議プロセスとしても、本日の議事と同様に方法論の承認審議を実施した後に、承認された方法論に基づく事業の承認審議を実施することとなり、公開と非公開の境目でもあるため、方法論の承認と事業の承認は別の議題として順次審議いただく形になっている。事務局としても注意して運営したい。
- ・ 国内クレジット制度では、全ての議題を1つの委員会で審議するため、現状の申請手続きでは、委員会の開催間隔上、方法論承認から事業承認まで2ヶ月程度の時間が必要となっている。この点を事務手続きの工夫によって早期化するというのが、今回の提案の趣旨とご理解頂きたい。

(事務局 (環境省))

- ・ J-VER 制度においては、そもそも方法論を審議する組織と、事業の承認を審議する組織を分けて運営を行なっているため、方法論と事業の承認を同日に審議することはない。また、方法論の検討を行なっている技術小委員会においては方法論の修正が行われる事が多く、事業計画を方法論が未承認の段階で審査するリスクが大きいいため、実態としてもそういった運用は行なっていない。

(椋田委員)

- ・ 今回の申請手続きの早期化の提案については、基本的に賛成である。ただし、現在の申請手続きを基本として、各委員への方法論案の報告をメール等で行う形にすれば、事業者のリスクを増やすことなく、方法論の申請から事業承認までの期間を短縮することが可能と考えられるが、こういった形は考えられないのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 今回の提案は、方法論の承認と事業の承認を同じ委員会で可能とするものではあるが、事業者が手戻りの可能性などを考慮し、同じ委員会での承認を申請することのリスクが高いと判断すれば、これまでどおり方法論と事業の承

認を別の委員会で行うことも可能である。

- ・ 加えて、今後は方法論案の委員への報告をメール等で行うことを考えているため、棕田委員にご指摘頂いたような形で、方法論の申請から事業の承認までの期間を短縮することも可能になると考えている。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 可能であれば次回の委員会よりこのような運用で進めていきたいと考えている。このため、今後は事務局で認証委員会規程の修正案を作成した上で、メール等で委員の皆様個別に審議頂き、承認を頂く形で進めさせていただきたい。

<排出削減方法論の承認等>

(宮城委員)

- ・ 方法論040について、配送センターを設置して共同配送を実施する場合、配送センターにおけるエネルギー使用量は排出量に含むべきと考える。本方法論において、配送センターにおけるエネルギー使用量は、事業実施後の排出量に含まれるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 配送センターにおけるエネルギー使用量は、リーケージとして勘案することとなっている。

(大塚委員)

- ・ 例えば、国土交通省が定める流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下、物流総合効率化法)には共同配送も含まれており、既に法的な要請に基づくものであれば追加性はないものとも考えられる。物流総合効率化法は、事業者に対して何らかの規制を課すものではないが、共同配送において一般慣行障壁を認めるか否かは、時期によっても変化するため判断の難しい問題であると考えているが、どのような整理となっているのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 共同配送の一般慣行障壁については、ご指摘のとおり既に法律が存在し、京都議定書目標達成計画にも含まれているにも係わらず普及が進んでいないという現状があり、導入における障壁があるものと考えている。ただし、すべての事業において一般慣行障壁があるとは限らないため、追加性については個別の事業毎に判断頂くことが適切であると考えている。

(熊崎委員)

- ・ 方法論018-Aについて、余剰蒸気の使用用途は、直接熱利用する等、様々な用途があると考えられる。例えば、低温低圧であっても、地域冷暖房の場合等は、90℃程度の温度でも使用可能となっている。こういった他の用途との関係をどのように考えるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 本方法論では、基本的に現状で有効利用されずに捨ててしまっているような排熱を活用する方法論となっており、既に他の方法で有効利用されているものを切り替える場合は対象外となる。

(熊崎委員)

- ・ 今回の方法論修正で想定される機器では、エネルギー投入して余剰蒸気を再加圧するということだが、このような利用の仕方が本当に効率的なのか伺いたい。また、今回の修正で想定される機器の効率は、どの程度なのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 今回のケースでは、保守的な算定条件下において、投入エネルギー熱量 1 に対して熱量 3 以上のエネルギーが回収できれば排出削減となることを試算により確認している。また、今回の修正提案において想定されている機器は、最も保守的な条件下においても投入エネルギー 1 に対して 4 以上のエネルギー回収ができることを確認している。

(茅委員長)

- ・ 今回の修正で想定される技術の基本的な考え方は、燃料から蒸気を作る段階でのエネルギーロスが非常に大きいため、既存の蒸気を再加圧する方がロスが少なくなるといったものであると理解している。最近、東京大学の生産技術研究所の化学工学のグループが、この方式に関して検討を行い、非常に盛んに論文発表等を行っており、今回想定されている機器はこれの一つの実証例であると考えられる。

(棕田委員)

- ・ 方法論 0 4 7 について、微生物活性化による汚泥の減容方法論について、浄化槽において生物の化学反応によって発生するガスを考慮する必要はないのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 今回の方法論については、活性化させる微生物を好気性のものに限定しているため、勘案する必要が無いことを確認している。

<その他>

(棕田委員)

- ・ 認証されたクレジットが実際にどのように活用されているのか。経団連の自主行動計画で使用されているクレジット量は 2010 年度では 1 万 7 0 0 0 トン程度と、認証されたクレジットの一部である。今後、国としてもクレジットを取得していくという話もあったため、実際にはどのような形で活用され

ているのか、ご存知であれば教えて頂きたい。

(事務局（経済産業省）)

- ・ ご質問頂いたクレジットが実際にどのように活用されているのかといった点は、制度の普及といった面においても重要であると考えている。このため、次回の委員会までに事務局で整理を行い、実際に需要家がどのようにクレジットを活用しているのかについて統計として、事業者からの了解が得られれば具体的な事例も含めて、提示させて頂く。

文責：事務局